

重度障害者の在宅生活にも外国人介護士が来る！？

三戸呂 克美

今、介護の現場では、訪問介護員（「ヘルパー」と略す。）の不足で在宅生活が成り立たない人が増えている。利用者が要求する時間帯に入れない事業所も増えている。厚労省はそのため給与の見直しを図り「処遇改善加算金」なる手当を増やし実質賃金を引き上げようとしている。

そんな中、またかという事を厚労省が打ち上げた。またか！というのは国が進めていたことではないが“外国人の嫁”探しのごとく介護士の外国人頼みである。その記事が以下である。

【外国人介護福祉士の訪問介護解禁へ E P Aで厚労省】

厚生労働省は26日、経済連携協定（E P A）に基づいて来日した外国人の介護福祉士の働き場を施設だけでなく訪問介護にも広げる方針を決めた。介護現場の深刻な人手不足を少しでも和らげたい考えだ。厚労省の有識者検討会がこの日、方針を了承した。

「2017年度にも始める。」

E P Aによる外国人介護人材の受け入れは08年度に始まった。介護施設で働きながら学び、4年目に介護福祉士試験を受けて合格すれば働き続けられる。これまでにインドネシア、フィリピン、ベトナムから2千人超が来日し、14年度までに約320人が合格した。

働く場は現在、特別養護老人ホームや介護老人保健施設といった施設に限定されている。利用者宅で1対1になる場面が多い訪問介護は双方の安全面の懸念などから認めていないが、介護の知識と技術が十分あるとして試験合格者に限り解禁することにした。（MSN ネットニュースより）

介護の世界でヘルパーが不足している抜本的な問題解決をせずに、施設でうまく行ってるから在宅でもうまく行くと考えているのであれば甚だ疑問である。

また、サ・高・住（サービス付き高齢者向け住宅）と言われるものがどんどん出来ている。国の助成金が出るからだろうが入居者の負担額は高く誰でも入居が出来る場所ではないと思うが、ここでも介護士の職域はどんどん広がる一方で介護士の供給が減っている現状をどのように見ているのだろうか。

2025年問題があり団塊の世代と言われる人たちが75歳の後期高齢者を迎える時当然介護の現場は忙しくなるだろう。その布石として外国人介護士を取り入れる事を考えているのなら最早福祉国家を目指す国は無いと言えるのではないだろうか。（文責：三戸呂克美）

もくじ

特 集 『車椅子に求めるもの』

(I. W、I. M、N. T、I. M、S. F、I. S、H. T、F. Y、S. C、米田)・・・2	
行事報告「秋の大バーベキュー大会」(米田進一、大阪0さん、学生ボランティア)・・・13	
活動報告「ふれあいフェスタ in 西播磨リハ」(三戸呂克美)・・・17	
活動報告「はがき通信懇親会 in 姫路」(坂上、島本、I. Y、S. H、土田、山本)・・・18	
活動報告「リハ工学カンファレンス in こうち」(F. T)・・・27	
会員報告「褥瘡学会 in 横浜」(宮野秀樹)・・・28	
会員報告「アネラ音楽祭」(I. Y)・・・29	
会員報告「国際福祉機器展(H.C.R. 2016)」(島本卓)・・・32	
会員報告「自立生活～住宅改修～」(山本智章)・・・33	
連 載 「褥瘡(じょくそう)④」(三戸呂克美)・・・34	
行事のお知らせ・・・35	
入会案内・・・36	